

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会役員その他の役職者の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員、役員及びその他の役職者（以下「役員等」という。）に対して支給する費用弁償の額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程における役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員選任委員会委員
- (4) 部会委員
- (5) その他会長が認めた者

(費用弁償の支給基準)

第3条 役員等が会長・副会長会、理事会、評議員会、評議員選任委員会、部会及び監査等（以下「会議」という。）に出席したとき又は出張したときは、その費用を弁償する。
2 役員等が会議に出席したとき又は東京都特別区内に出張したときの費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者には、この規程を適用しない。

- (1) 新宿区の職員である者
- (2) 報酬を支給される役員
- (3) 協議会の職員である者

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行の社会福祉法人新宿区社会福祉協議会役員その他の役職者の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	費用弁償の額 (1回につき)
評議員	2,500円
理事及び監事	2,500円
評議員選任委員会委員	2,500円
推進部会委員	2,500円
社協部会委員	2,000円
第三者委員	2,500円
その他会長が認めた者	2,500円